

# 入札説明書

(令和6年度佐賀県強度行動障害支援者フォローアップ研修業務委託契約)

この入札説明書は、令和6年度佐賀県強度行動障害支援者フォローアップ研修業務委託契約に関する入札執行及び契約の締結までの留意すべき事項を記したものです。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名称 令和6年度佐賀県強度行動障害支援者フォローアップ研修業務委託契約
- (2) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 契約内容 別添仕様書のとおり

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 過去、佐賀県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱により指定を受けて、「佐賀県強度行動障害支援者養成研修事業」を実施した者であること。
- (3) 県と緊密な連絡を取る必要があるため、県内に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積

極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札手続等に関する事項

#### (1) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援担当

TEL：0952-25-7064 E-mail：[shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp](mailto:shougai Fukushi@pref.saga.lg.jp)

#### (2) 入札参加資格確認申請

ア 入札に参加しようとする者（以下入札者という。）は、下記イの提出期限までに入札参加資格確認申請書（様式1）及び添付資料を上記（1）の担当課まで持参または郵送してください。

イ 提出期限 令和6年4月30日（火）午後5時

期限までに提出しない者は、入札に参加することができません。

（郵送の場合は、書留郵便とし、担当課に4月30日（火）午後5時必着とします。また、封筒に「令和6年度佐賀県強度行動障害支援者フォローアップ研修業務委託入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。）

ウ 競争入札参加資格確認のため、別途資料の提出を求めることがあります。

#### (3) 入札参加資格の確認

（2）で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。入札参加資格の確認結果は、令和6年5月7日（火）までに通知します。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年5月9日（木）13時30分

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁 旧館3階 健康福祉部部内会議室

#### (5) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、入札金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除します。

(ア) 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適

正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ アの入札保証金、又はイの入札保証金の納付に代えて供された担保（以下「入札保証金等」という）には利息を付けません。

エ 入札保証金等は次の各号の時期に還付します。

(ア) 落札者以外の者 落札者決定後

(イ) 落札者 契約締結後

#### (6) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第115条第1項に基づき、契約金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の100分の10以上に相当する金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除します。

(ア) 佐賀県を被保険者とする契約保証保険契約（契約に係る金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、3の(5)のイに掲げる価値の担保を供することができます。

#### (7) 入札書及び委任状

ア 入札書（様式2）に記載する入札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状（様式3）を提出してください。

ウ 入札方法は、入札者の直接持参による入札又は郵便による入札とします。（入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、（1）の宛先に5月8日（水）午後5時必着とします。また、封筒に「令和6年度佐賀県強度行動障害支援者フォローアップ研修業務委託入札参加資格確認申請書在中」と朱書きしてください。）

#### （8）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とします。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

#### （9）入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のない者

キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

#### （10）入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。

#### （11）入札又は開札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

### 4 その他

#### （1）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 提出された書類は返却しません。

(4) 提出書類の作成に要した費用、その他この入札参加に要した経費は、入札者の負担とします。